

安全って、本当ですか？

2010年 2/15
ニュース第4号

武田薬品湘南新研究所を問う！

(発行): 武田問題対策連絡会 <http://www.shounan.biz/>



武田薬品研究所の全体の様子(JR 東海道線の跨線橋より) 2月9日撮影(小林)

2月10日住民訴訟の第3回口頭弁論の報告

裁判長、市側に武田薬品排水の安全根拠を質す

2010年2月10日、第3回武田薬品住民訴訟裁判がもたれた。今回の裁判での主な争点は次のとおり。

- ① 今回の下水道工事は、武田薬品向けだけのものではないと藤沢市側は主張していたが、裁判長が提出された工事地図でチェックしたところ、他はツタヤ1軒だけで、殆どが武田向け工事であることが判明した。
- ② 今回の裁判で、裁判長は、藤沢市側に対し、排水の安全性を説明するよう指摘した。市側弁護士は、下水道法上における財務支出手続きに問題は無いとして安全性を説明するのを拒否しようとしたが、原告側より、
 - i、厳密な水質検査で規制値クリアが確認されない限り安全だとする根拠は無く、安全性は保証されない、
 - ii、企業の都合で情報非公開の排水は、企業自らの責任で処理すべきであって、公共施設に流し込むべきではない、と主張したところ、市側の抗弁は裁判長に認められず、市側は次回裁判までに安全性を保証する見解を提出せざるを得ないこととなった。

今回の裁判で、市側弁護士は、形式的手続き論だけで原告の訴えを退けようとしたが、裁判長から排水自体の安全性の問題が問われるようになったことは、今回の裁判が公害裁判であることがより鮮明になってきたことを意味している。ちなみに、今回より裁判長が交代し佐村裁判長となったが、この人は、水俣病公害にも係った経歴のある人だとのこと。武田薬品排水問題を、本格的な公害問題として裁判を進めて頂きたいものである。

今回裁判の原告側傍聴者は22名、若い青年やご婦人大勢が参加し市側を圧倒した。

次回も裁判勝利に向け、ぜひ多くの皆様の裁判傍聴をお願いします。

(原告 小林麻須男記)

次回裁判は4月14日(水)14時 横浜地方裁判所502号法廷です。傍聴しましょう！

広大な部屋を動物実験に充て、住宅近隣に動物焼却炉を持ち込む

動物の焼却炉に近隣住民が ショックと不安訴える

武田薬品は、住宅から3～40mしか離れていない場所に1日6時間の稼働で1.8トンの動物の死骸(大人の体重60kgで換算すると30人分)を焼却できる巨大な設備を造る計画です。また、背景として動物実験ができる約10ha(3万坪)の、過度に集中した動物実験の部屋があります。

ひとの火葬場は住宅から300m以内には設置できません。武田薬品は、動物の死骸は一般ゴミと同じで場所が工業地域だから適法だと言いますが、住宅地のすぐそばに巨大な動物火葬場を造られたら、大勢が煙を吸わされ、精神的・衛生的に不安だ、と近隣住民は訴えています。

武田薬品は動物焼却炉を、鎌倉市の指導要綱であるペット霊園の立地規制を適用しても、藤沢市の条例が定める化製場(獣畜取扱場)の焼却炉を適用しても、不許可にならざるを得ないような場所に設置しようとしています。

12月の鎌倉市議会が、動物の 焼却炉問題の陳情を採択

実験動物の焼却炉には、公衆衛生上の入念な検討が不可欠です。

陳情は、武田薬品は先ず住民に対し動物実験と実験を終えた動物の死骸の焼却について、公衆衛生上の不安について十分な説明を行い、住民の理解を得たのちに許可申請すべきだと主張し、陳情に515名が賛同署名しました。

鎌倉市議会の陳情採択で、鎌倉市が武田薬品社長に申入れたので、近日中に説明会が開催されると思われます。

(次頁掲載の武田薬品に宛てた鎌倉市の要請書面を参照ください)

市民からも武田薬品に 説明会を要請しよう

市民からも武田薬品に説明会の開催を要請して、先ず私たち市民が研究所の内容をよく知ることが必要です。

説明会は町内会やマンションの管理組合などに相談すれば開催できます。むろん鎌倉以外の市民(藤沢市民ら)も説明会を要請できます。

もし武田薬品が動物実験などで秘密主義を続けるなら、市民は公衆衛生上の重要問題を検討することができず、多くの市民の命と健康、これまでの良好な住環境は守れなくなります。

焼却炉説明会は住民の発言チャンス

武田薬品の説明で、動物焼却炉について自分たちの生命の危険や環境悪化に心配な点があれば発言し、はっきりと炉の設置反対を説明担当者に伝え、合わせて市民の生命・財産を守る立場にある行政にも、市民が意見表明することが重要です。

EU諸国では、動物実験に代わる代替評価法が広く採用され、かつ精度も高いとの情報が有ることも、武田薬品は明らかにすべきです。

(湘南の環境を守る会 平倉 誠)



鎌環保 第784号
平成22年1月14日

武田薬品工業株式会社
代表取締役社長 長谷川閑史 様

鎌倉市長 松尾 崇

(仮称) 武田薬品工業株式会社新研究所建設事業について(要請)

寒気の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、貴社の(仮称)武田薬品工業株式会社新研究所建設事業に関しては、本市及び本市議会に対して、安全に関して不安の声が陳情により寄せられたことから、これまでも、貴社に対して要請を行ってまいりました。

平成21年鎌倉市議会12月定例会において、別添の陳情第24号「武田薬品工業新研究所の実験動物焼却炉施設に伴う周辺住民等の公衆衛生上の安全措置を求めることについての陳情」が採択され、市としての対応が求められております。

そこで、貴社におかれましては、「焼却炉の設置申請が出される前に、その計画の公衆衛生に関わる詳細を住民等に説明し理解を得る」という当該陳情の要旨について十分配慮し、当該住民とのコミュニケーションを充実していただくことを改めて要請いたします。

(事務担当)

鎌倉市環境部環境保全課 齋藤

TEL 0467-61-3420 (ダイヤルイン)

FAX 0467-23-8700

連絡会から署名のお願い

県公害審査会で藤沢・鎌倉の住民が、武田薬品の巨大バイオ研究所の安全を求める公害調停を武田薬品工業(株)と行っています。武田問題対策連絡会では公害審査会長あてに、武田薬品は研究所で「大量な排気・排水を循環利用してほしい、動物焼却炉はつくらないでほしい」等を内容とする住民署名を順次提出してきています。(武田薬品へは署名数のみを報告しています。)現在までに積上げ方式で5771筆を提出。今回は第4回公害調停に向け、3月19日(金)を集計目標に署名ご協力をお願いします。署名用紙は当会のHP(ニュースの1頁トップに記載)でもダウンロードできます。また、FAX受付もいたします。→FAXのあて先: 0466-44-0375 小林、または 0467-44-0507 平倉